

令和 7 年 8 月 6 日
東 海 北 陸 厚 生 局

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しについて

標記について、令和 7 年 8 月 5 日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し」について諮問した結果、これを妥当とする答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせいたします。

1 行政処分の内容

(1) 保険医療機関の指定の取消し

名 称	野原クリニック
所 在 地	岐阜県揖斐郡揖斐川町清水 1673-1
開 設 者	医療法人野原クリニック 理事長 野原 良二
取 消 年 月 日	令和 7 年 8 月 13 日
根拠となる法律	健康保険法第 80 条第 1 号、2 号、3 号、6 号

(2) 保険医の登録の取消し

氏 名	野原 良二（のはら りょうじ）（68 歳）
取 消 年 月 日	令和 7 年 8 月 13 日
根拠となる法律	健康保険法第 81 条第 1 号、3 号

2 監査を行うに至った経緯

- (1) 令和 4 年 3 月 9 日、匿名の者から東海北陸厚生局岐阜事務所に対し、野原クリニックでは、患者にビタミン C を点滴注射しているが、院長は実際に使用した薬剤より薬価の高い抗生剤を注射したとしてカルテに記載し保険請求している旨等の情報提供があった。
- (2) 令和 5 年 1 月 17 日、個別指導を実施したところ、抗生剤の診療報酬の請求数量と購入伝票に記載された購入数量に明らかな齟齬が認められ、このことについて明確な回答が得られなかったため、個別指導を中断した。
- (3) 令和 5 年 3 月 22 日、個別指導を再開し、情報提供のあった薬剤の納品数量が確認できる証拠書類の持参を求めたものの当該書類の持参はなく、診療報酬を請求している薬剤の数量と納品された薬剤の数量に齟齬が生じている疑義は解消されなかった。

また、野原医師が配置医師として勤務する特別養護老人ホームにおいて末期の悪性腫瘍の患者に対して訪問診療を行っているが、診療録から末期の悪性腫

瘍に係る診断根拠が確認できず、在宅医療に係る診療報酬の請求に疑義が認められたことから、個別指導を再度中断した。

- (4) 令和5年6月13日及び同年6月16日に、医薬品の卸売業者より野原医師の了解のうえで平成30年度以降の納品状況一覧表を受領した。
- (5) 令和5年8月23日から同年9月14日までの間に、20名に対し患者調査を行ったところ、調査に応じた15名のうち11名について野原クリニックにおいて点滴を受けたとの回答があったが、使用された薬剤名について「抗生剤」との回答が1名しかなく、また「栄養剤」と回答した患者1名については、平成30年12月から令和4年12月までの全期間において、抗生剤に係る薬剤料が診療報酬として請求されていた。
- (6) 令和5年10月24日、個別指導を再開し、納品状況一覧表によって確認できた抗生剤の納品数量と診療報酬として請求された抗生剤の請求数量の差について尋ねたところ、野原医師が実際には当該薬剤を投与していない事例があることを認めたことから、個別指導を中止し監査を実施した。

3 行政処分等の主な理由

監査において判明した行政処分等の理由となる主な事実は以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 保険診療と認められない自己診療を、保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (4) 特別養護老人ホームの配置医師である保険医が当該施設の入所者に対して、根拠のない末期の悪性腫瘍の傷病名を付与し、在宅医療に係る診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (5) 上記(2)及び(4)について、不正請求分に係る一部負担金を受領していた。
- (6) 保存期限が経過していないにもかかわらず、診療録を保存していなかった。

4 不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成30年12月分から令和5年7月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求 26名 504件 5,730,625円

5 再指定・再登録

原則として、5年間は保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。